

限度額適用・標準負担額減額認定証の交付申請ができます。

住民税非課税世帯等（低所得Ⅰ・低所得Ⅱ）に該当される方は、申請により、入院時又は、高額な外来診療を受けるときの一部負担金と、入院時の食事代を減額するための「限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、減額認定証という）」の交付を受けることができます。

○手続き方法

適用（認定）期間は、申請した月の初日から毎年7月末日までとなります。該当すると思われる方は、うるま市役所国民健康保険課後期高齢者医療担当窓口（本庁のみ）で申請してください。

○過去に減額認定証を取得したことのある方

今年度は、所得区分の判定により再申請のお手続きが不要となりました。所得区分低Ⅰ・低Ⅱ（入院歴なし）の方の減額認定証は、被保険者証に同封してありますので、ご確認ください。

所得区分低Ⅱで平成24年度中（平成24年8月～平成25年7月）に入院のあった方は、入院日数確認が必要なため、国民健康保険課後期高齢者医療担当窓口でお受け取りになります。また、平成24年度中に減額認定証を取得してから90日を越える入院をしている場合、申請すれば食事代がさらに減額されます。直近3ヵ月分の入院日数の確認できる領収書等をご持参ください。減額は、申請月の翌月から適用されます。

※所得区分低Ⅰの方は、入院日数に関わらず一律で額が決まっておりますので、申請の必要はありません。

○入院時における自己負担限度額（月額）

所得区分	外来の限度額 (個人ごとに計算)	入院時及び 世帯単位の限度額	入院時の食事代 (1食あたり)	
一般	12,000円	44,400円	260円	
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円	認定期間内の90日までの入院	210円
			過去12カ月の認定期間内で 91日目以降の入院（要申請）	160円
低所得Ⅰ		15,000円	100円	

○所得区分

低所得Ⅱ ➡ 世帯全員が住民税非課税の方（低所得Ⅰに該当する方を除く）

低所得Ⅰ ➡ 世帯全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたとき0円となる方

○申請に必要な物

- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・限度額適用・標準負担額減額認定証（現在お持ちの方のみ）
- ・印かん

※世帯に税の未申告者がいると所得区分の判定ができないため、減額認定証の交付ができません。所得申告をお願いします。

※減額認定証の交付を受けられる対象かどうかはお電話でも確認できますので、来庁前にまず下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先：国民健康保険課老人医療係 ☎973-3177